

人々が集い、にぎわいのある元気なまち

基本目標 **3**

にぎわいの施策

都市基盤

3-1 計画的に、安全で魅力ある市街地をつくる

安全で魅力ある市街地をつくるため、*連続立体交差事業の早期実現を図るとともに、中心市街地の回遊性を高めます。また、計画的なまちづくりを進めるため、土地利用を見直すとともに、市民による主体的なまちづくりを推進し、快適で便利な市街地の形成を図ります。

施策3-1-1 計画的な土地利用の推進

施策3-1-2 魅力ある中心市街地の創出

施策3-1-3 安全で良好な市街地の形成

3-2 安全・円滑に移動できるまちをつくる

安全かつ円滑に移動できるまちをつくるため、計画的な道路整備と維持管理を進めるとともに、安全性や快適性の観点から、安全施設や街路樹の植栽などの道路環境の向上を図ります。また、*コミュニティバスなどの充実により、だれもが移動しやすい公共交通網の形成を図ります。

施策3-2-1 幹線道路の整備

施策3-2-2 生活道路の整備

施策3-2-3 公共交通の充実

3-3 緑豊かなまちをつくる

緑豊かなまちをつくるため、恵まれた自然環境を適切に保全するとともに、計画的に緑化を推進していきます。また、市民参加により地域の特性に応じた親しみやすい公園づくりを進め、身近に緑やうるおいが感じられるまちを創出します。

施策3-3-1 緑の保全・創出

施策3-3-2 公園の整備・充実

3-4 水害を防ぎ、親しみのある水辺環境をつくる

水害を防ぐため、国や県と協力しながら河川改修を進めるとともに、雨水の保水・遊水機能の向上を図り、治水対策に取り組みます。

また、親しみのある水辺環境をつくるため、自然景観や環境に配慮した親水施設などの整備を進め、市民の憩いの場となる空間を創出します。

施策3-4-1 河川等の整備

施策3-4-2 自然に親しめる水辺づくり

3-5 安定した水供給と適切な水処理ができるまちをつくる

安全で安定した水道水の供給を進め、震災などの緊急時にも対応できるよう、水道施設の計画的な整備・改修を進めます。また、公共下水道などの整備により、河川などの水質保全や*循環型社会の構築に寄与し、環境に負担をかけない汚水排水処理を進めます。

施策3-5-1 安全で安定した水の供給

施策3-5-2 公共下水道等の整備

3-6 住みやすい住環境をつくる

住みやすい住環境をつくるため、適正な規制・誘導により住環境の維持向上を図るとともに、魅力的な街並みや景観を創出することにより、市民が住み続けたいと思える住環境づくりを進めます。また、公営住宅の維持管理を計画的に行い、安心して住み続けられる住環境を提供します。

施策3-6-1 地域の特色を生かした良好な住環境の整備

施策3-6-2 公営住宅の適切な管理

施策 3-1-1 計画的な土地利用の推進

目的	対象	市内全域
	意図	計画的に土地利用が行われ、市街地と農地・自然の調和のとれたまちになる

計画的に土地利用が行われ、市街地と農地・自然の調和のとれたまちにするため、*都市計画マスタープランなどを策定・推進するとともに、社会情勢・地域特性に応じた土地利用の見直しや適正な規制と誘導に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① まちづくりエリア内での新たな土地利用面積	—	30 ha (平成24年度末)

現状と課題

- ◆ 人口の沈静化と高齢化、高度成長期を中心に開発された市街地の成熟化など、地域社会や都市の変化のなかで、環境・景観への意識や身近な生活空間へ関心が高まっています。また、*地方分権型社会への移行などを背景として、地域の自主性や特性を生かしたまちづくりが求められています。
- ◆ 本市の面積は6,598haであり、市域の約3割が*市街化区域で、残り約7割は*市街化調整区域となっています。土地利用については、宅地が約3割、農地・山林・原野などが約4割で、その他は道路、水路、公園などの公共用地として利用されています。
- ◆ *ベッドタウンとしての性格を有する本市では、通勤通学の移動拠点である鉄道駅を中心として住居系市街地が展開されており、市街化区域の多くが鉄道駅から1kmの圏域に包含され、*コンパクトな市街地が形成されています。一方、国道16号、4号、4号バイパス及び*東埼玉道路沿道の市街化調整区域では、交通利便性の高さから都市的土地利用の要望が強く、計画的な立地誘導を図ることが望まれます。

■ 都市計画マスタープラン等の策定・推進

- 長期的な都市づくりの目標及び都市の整備における基本的な方針・方策を示す「都市計画マスタープラン」を策定し、地域の特性に応じたまちづくりを進めます。

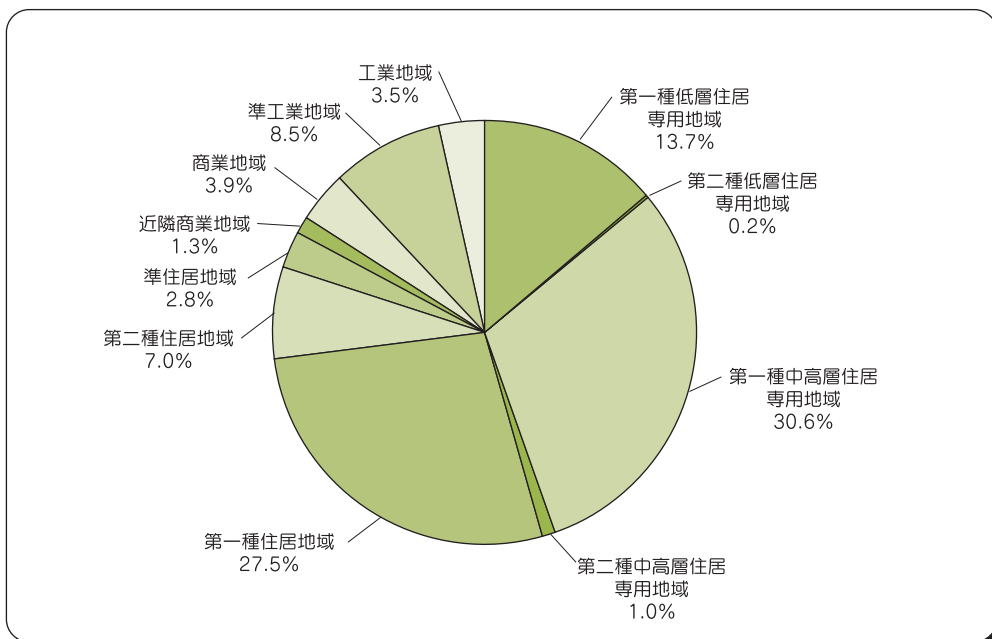
■ 社会情勢・地域特性に応じた土地利用の見直し

- 社会経済情勢の変化に伴う土地利用の動向を把握し、適切な*用途地域の指定を推進します。また、将来展望を見極めつつ、必要に応じた都市計画の見直しを図り、地域の実情に即したまちづくりを進めます。
- 市街化調整区域については、土地利用構想に基づき、地域住民が主体となって行うまちづくりを促進します。特に、庄和インターチェンジ交差点周辺地区については、産業系土地利用への転換を推進するとともに、国道16号・4号・4号バイパスなどの沿道については、適切な土地利用を誘導します。

■ 土地利用の適正な規制と誘導

- 新たな市街地整備を含め、魅力ある都市づくりに寄与する計画的開発を誘導し、無秩序な開発の抑制に理解と協力を求めます。

用途地域別面積内訳 (平成20年1月現在)



施策 3-1-2 魅力ある中心市街地の創出

目的	対象	中心市街地
	意図	春日部駅周辺が快適でにぎわいのある中心市街地になる

春日部駅周辺が快適でにぎわいのある中心市街地となるため、春日部駅周辺における市街地整備を推進し、*連続立体交差事業を促進します。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 連続立体交差事業の進捗率	0.4% (平成18年度末)	23.0% (平成24年度末)
② 春日部駅の1日平均乗降客数	68,700人 (平成18年度)	72,000人 (平成24年度)
③ 中心市街地（春日部駅周辺）が快適で便利だと思う市民の割合（市民意識調査）	37.1% (平成19年度)	44% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 春日部駅周辺は東武鉄道伊勢崎線と野田線により市街地が東西に分断され、踏切遮断時間が長いことから、慢性的な交通渋滞が発生しており、市民生活や商業業務機能に大きな影響を与えています。これらを解消するため、連続立体交差事業の早期実現が求められています。
- ◆ 春日部駅東口地区は、マンションなどの建設が進んでいますが、都市基盤整備が遅れており、小規模な店舗、老朽化した木造住宅が密集しています。今後は、都市基盤整備を行うとともに土地の高度利用を図るなど、建物の更新を進めていく必要があります。一方、西口地区については、都市基盤整備がなされ、大規模な商業施設の立地が進んでいます。今後は、商業核と*地域振興ふれあい拠点施設などを連携させる*回遊軸を整備し、にぎわいづくりを図る必要があります。さらに連続立体交差事業にあわせて、東西市街地を一体化させるための道路などを整備して中心市街地全体の回遊性を高め、中心市街地を多彩な交流の舞台として演出する必要があります。
- ◆ 本市は、平成11年3月に「第5次*首都圏基本計画」において、首都圏における*広域連携拠点（*業務核都市）として位置付けられ、平成18年3月には、国の同意を得て「春日部・越谷*業務核都市基本構想」が策定されました。これにより春日部駅周辺地区（春日部中心地区）においては、業務機能、商業機能などの集積を高めるとともに、拠点施設の整備をはじめとして、特色ある都市機能の創出を図っていく必要があります。

■ 連続立体交差事業の促進

- 春日部駅周辺の総合的な交通の円滑化、市街地の分断の解消、都市の拠点性の強化などを図るため、引き続き、連続立体交差事業及び関連まちづくり事業を促進します。
- 春日部駅については、連続立体交差事業にあわせ交通結節機能の強化、東西交通の円滑化、利用者の利便性向上を図るため、東西自由通路と一体となった駅施設及び駅前広場の改築などの整備を推進します。
- 連続立体交差事業により生み出される高架下については、商業・業務施設、公益利便施設などの中心市街地に必要な施設の導入を推進します。

■ 春日部駅周辺における市街地整備の推進

- 土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、建物の共同化、不燃化、あわせて主要な都市基盤施設の整備などを行う市街地再開発事業などを推進します。
- 駅に隣接する市街地は、駅前商業核と都市居住ゾーンの形成を図るため、地区の特性に応じた都市基盤整備などを行うことにより、商業業務機能の集積と老朽住宅の更新を図り、あわせて東西連絡道路の整備を推進します。
- 多目的に長時間楽しく過ごせる中心市街地を形成するため、自動車優先から歩行者・自転車優先に転換し、商業拠点やにぎわいの核などを結ぶ歩行者回遊ネットワークを形成します。

■ 業務核都市としての業務施設集積地区の形成

- 首都圏における「業務核都市」として、地域の特色や大学などの知的資源を生かした産業の振興・*高次都市機能の集積に加え、地域住民の活動・交流を促進する複合拠点施設として、「地域振興ふれあい拠点施設」を民間の参画を得て整備します。
- 春日部駅周辺市街地は、回遊性のある魅力的な中心市街地として、また、業務核都市における業務、商業、文化など都市機能の集積地区として市街地再開発事業などの整備により、本市の玄関口にふさわしい街並みを創出します。

施策 3-1-3

安全で良好な市街地の形成

目的	対象	市街地（中心市街地を除く）
	意図	・安心して安全に暮らせる ・便利で快適な生活を送ることができる

便利で快適な生活を安心して送ることができるようにするため、市街地整備事業や地域の中心となる駅周辺まちづくりの推進に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 土地区画整理事業の進捗率	82% (平成18年度末)	88% (平成24年度末)
② 住んでいる地域が良好な街並みだと思う市民の割合（市民意識調査）	51.1% (平成19年度)	53% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 既存市街地においては、都市計画決定がなされながら休止状態となっている土地区画整理事業地区があるなど、*面的整備が遅れている地区があり、これらの地区の基盤整備を促進する必要があります。また、道路や公園などの都市基盤の整備が立ち遅れている地域もあり、これらの整備が早急に求められています。
- ◆ 中心市街地を除く駅周辺地域においては、道路が未整備の地区もあるため、通勤、通学、買物の利便性や防災性の観点などから整備が必要となっています。特に副都心としての南桜井駅周辺地区においては、駅前広場などの都市基盤整備が立ち遅れているため、この地区を利便性と安全性に配慮した拠点地区として、また、にぎわいのある商業地区として整備する必要があります。
- ◆ 市民満足度を重視した個性豊かで良好な市街地形成を推進するためには、行政はもとより市民や企業など、地域社会を構成する人々の意見をまちづくりに反映させる仕組みづくりが必要です。

■ 市街地整備事業の推進

- 水や緑などの自然と都市の快適性や利便性が調和・共存する良好な市街地を計画的に形成するため、土地区画整理事業を推進し、快適で便利な市街地を創出します。
- 都市計画決定がなされながら休止状態となっている土地区画整理事業予定地区については、道路、公園、下水道などの都市基盤整備が立ち遅れているため、地域の人々の意見をまちづくりに反映させるとともに民間活力の導入も視野に入れながら基盤整備を推進します。
- 市街地整備に際しては、景観に配慮した美しく秩序あるまちづくりの実現を目指します。

■ 地域の中心となる駅周辺まちづくりの推進

- 商業・業務機能の集積と住環境の整備を図るため、各駅周辺の市街地整備を進めるとともに、土地区画整理事業などの推進により、快適で便利な都市空間を創出します。
- 副都心としての南桜井駅周辺地区については、駅前広場などを整備するとともに、市民の主体的な参画による既成市街地の整備を図り、さまざまな情報と人が行き交うにぎわい空間の創出に努めます。

土地区画整理事業一覧（平成20年1月現在）

地区名称	施行面積 (ha)	施行年度	都市計画決定日	施行主体
宝珠花	44.3	昭和26年～昭和28年	昭和26年11月9日	埼玉県
内牧第一	43.6	昭和39年～昭和44年	昭和39年3月17日	春日部市
西部第一	15.8	昭和39年～昭和44年	—	組合
西部第三	23.3	昭和40年～昭和51年	昭和39年8月20日	春日部市
岩槻春日部	3.9	昭和41年～昭和45年	昭和41年8月31日	埼玉県
西部第二	120.3	昭和41年～昭和54年	昭和39年8月20日	春日部市
藤塚	14.9	昭和45年～昭和51年	—	組合
千間台	5.6	昭和45年～昭和57年	昭和43年5月10日	春日部市
内牧第二	57.1	昭和46年～昭和54年	—	組合
西部第六	84.8	昭和46年～昭和55年	昭和45年8月16日	春日部市
藤塚第二	20.4	昭和48年～昭和52年	—	組合
藤塚新川	8.7	昭和50年～昭和56年	—	組合
梅田	8.0	昭和50年～昭和56年	—	組合
西部第七	45.8	昭和52年～昭和59年	昭和51年3月12日	春日部市
豊野工業団地	50.6	昭和54年～昭和58年	昭和53年9月29日	春日部市
春日部駅東口駅前	1.9	昭和57年～平成8年	—	組合
梅田第二	18.3	昭和59年～平成6年	昭和59年12月26日	組合
南一丁目	1.77	昭和63年～平成元年	昭和39年8月20日	個人共同
西金野井第二	33.6	平成2年～施行中	平成3年3月29日	春日部市
新方袋東	3.0	平成4年～平成15年	昭和42年9月26日	組合
藤塚新田	2.1	平成5年～平成14年	—	組合
浜川戸	0.96	平成8年～平成9年	昭和42年9月26日	組合
藤塚第三	3.6	平成12年～施行中	—	組合
春日部駅西口南	4.15	平成13年～平成17年	昭和39年8月20日	組合
西部第二（内谷地区）	17.28	未施行	昭和39年8月20日	未施行
八木崎駅前	33.64	未施行	昭和42年9月26日	未施行
西金野井第一	31.4	未施行	昭和43年10月28日	未施行

施策 3-2-1 幹線道路の整備

目的	対象	市内全域の*幹線道路
	意図	市内各地域や市外へ、円滑かつ安全に移動できる

市内各地域や市外へ、円滑かつ安全に移動できるようにするため、*都市計画道路の整備に努めるとともに、国道・県道・1及び2級市道の整備を推進します。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 都市計画道路の整備状況（進捗率）	52% (平成18年度末)	57% (平成24年度末)
② 道路網の利便性に満足している市民の割合 (市民意識調査)	23.2% (平成19年度)	35% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 市民の活動範囲の広域化と車社会の進展に伴い、道路の果たす役割はますます重要になっています。交通量の増加に伴い、歩行者及び利用者が安全・快適に通行することができる道路施設の整備が求められているとともに、地震などの災害時に備えて、避難路や緊急車両の通行に役立つ地域幹線道路の整備も必要です。
- ◆ 本市の道路総延長は平成19年3月31日時点で約1,038km、そのうち都市計画道路は32路線約75kmです。都市計画道路の整備率（整備済・改良済率）は約52%ですが、都市機能を向上するためには、市内の道路ネットワーク及び*広域幹線道路の整備が不可欠です。
- ◆ 本市の幹線道路として、国道が3路線、県道が13路線のほか、都市計画道路及びそれ以外の1・2級市道などがあります。特に、国道4号及び国道16号の結節点であるため、交通の要衝と言われてきました。しかし、近年の交通量の増加に伴い、市内を通過する幹線道路では慢性的な交通渋滞が生じています。
- ◆ 広域幹線道路については、国道4号バイパスが庄和インターチェンジ交差点まで4車線で整備され、さらに庄和インターチェンジ交差点が暫定立体化されました。今後も、庄和インターチェンジ交差点以北の国道4号バイパスの4車線化及び地域高規格道路「*東埼玉道路」の整備促進などが課題となっています。
- ◆ 中心市街地を取り巻く環状道路は、都心に集中する交通を処理する路線です。今後、*業務核都市として、増大すると見込まれる都心への交通を円滑に処理できるよう多車線化する必要があります。また副都心としての南桜井駅周辺道路は、駅前広場などの都市基盤整備が立ち遅れているため、この地区を利便性と安全性に配慮した拠点地区としての整備が早急に求められています。

■ 都市計画道路の整備推進

- 幹線道路については、市域内のみならず、周辺市町との連携を図りながら、都市計画道路の整備・充実を図ります。特に、武里方面と内牧方面を結ぶ武里内牧線、春日部地域と庄和地域を結ぶ藤塚米島線の整備を推進し、市内交通の円滑化を図ります。
- *連続立体交差事業とあわせて春日部駅周辺、副都心としての南桜井駅周辺の道路整備を推進し、交通渋滞の解消や到達時間の短縮など交通の円滑化を図ります。

■ 国道・県道の整備促進

- 東埼玉道路、国道の整備促進を国へ要望するほか、周辺市町と連絡する県道の早期整備を、関係機関に対して引き続き積極的に要請していきます。
- 県道松伏春日部関宿線と西金野井春日部線の拡幅整備及び県道野田岩槻線（都市計画道路 大場大枝線）の早期完成を関係機関に要請していきます。

■ 1・2級市道の整備推進

- 歩道や案内標識の設置など、安全施設の整備を進めます。
- 利用者にやさしい、*バリアフリー化に配慮した交通安全施設の整備を推進します。

■ 都心環状道路の整備推進

- 都心に集中する交通を円滑に処理するとともに、中心市街地における回遊性を高めるため、都心部における通過交通を抑制する都心環状道路の4車線化と都心環状道路へアクセスする中央通り線の整備を推進します。

■ 道路景観の創出

- 中心市街地の幹線道路における電線類の地中化を促進し、道路の有効利用と良好な都市景観の形成に努めます。
- 道路環境の向上を図るため、地域の特性に応じた街路樹の植栽や沿道の緑化を推進します。



ゆりのき橋

施策 3-2-2 生活道路の整備

目的	対象	市内全域の*幹線道路を除く道路
	意図	・安心・安全で、快適に移動できる ・災害時にすばやく避難できる

安全で快適に移動できるようにするため、*生活道路の整備を推進するとともに、道路施設の計画的な維持管理や*開かずの踏切などの安全対策の推進に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 道路改良率	57% (平成18年度末)	58% (平成24年度末)
② ガードレールなどの安全施設延長	93,558m (平成18年度末)	94,000m (平成24年度末)
③ 道路環境の安全性に満足している市民の割合 (市民意識調査)	14.6% (平成19年度)	25% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 身近な生活道路は、市民生活に不可欠な道路であり、安全性を第一とした整備が求められています。特に、近年、高齢者による交通事故が増えており、子どもからお年寄りまで、だれもが安心して歩ける生活道路の整備が求められています。
- ◆ 住宅地内の生活道路では、幹線道路の抜け道として使われている箇所があり、地域住民の安全を脅かしています。各道路の位置づけや役割を明確にし、その役割に応じた幅員確保及び道路施設の充実が求められています。
- ◆ 生活道路は、住宅地へのアクセス機能だけでなく、災害時の避難路や緊急車両の進入路としての役割を担っています。そのため、特に狭あい道路においては、沿道住民の理解及び協力を得ながら、早期に整備することが求められています。

■ 生活道路の整備推進

- 住宅地域へのアクセスの確保、緊急車両の進入路、避難路確保のため、地域の主要生活道路を中心に、6m未満の道路の拡幅や新設改良を推進します。
- 河川空間を活用した防災道路の整備促進により、災害に強い道路整備に努めます。
- 集落における生活道路については、*ほ場整備や農道整備などの農業関連事業との連携を図りつつ、整備を推進します。

■ 橋梁の整備推進

- 地域間の一体化や交通混雑解消のため、（仮称）銚子口橋などの橋梁整備を推進します。

■ 安全施設の整備推進

- ガードレールや縁石ブロックなどの設置により安全施設の整備を推進します。
- 車両との通行区分を分離し、遊歩道、自転車道の整備を推進します。

■ 道路施設の計画的な維持管理

- 利用者の事故防止と利便性向上のため、道路施設の改善、側溝の改修などを推進します。
- 安全性確保のため、既設の橋梁の調査・点検を行い、老朽化した橋梁の補修及び改修工事等の実施など計画的な維持管理に努めます。
- 道路パトロールや市民から寄せられる情報に基づき、迅速かつ適切な維持管理に努めます。
- 業務の適正・合理化を図るため、基準点や道路台帳などの維持管理を充実するとともに、電子計算処理システムの整備を進めます。また、道路の管理区分の明確化のため、道路境界標などの設置を行います。

■ 開かずの踏切等の安全対策の推進

- 開かずの踏切（春日部駅付近*連続立体交差事業区間を除く）などの安全対策については、速効対策として、特に自動車・歩行者の通行が著しい踏切について土地利用状況などを整理し、優先度が高いとされた踏切から、鉄道事業者と調整を図り、踏切内の歩道部の拡幅整備を推進します。
- 開かずの踏切などの抜本対策として、沿線市町と連携・協力して、東武伊勢崎線の北越谷駅以北の高架化について関係機関に要望します。

施策 3-2-3 公共交通の充実

目的	対象	市民、市内公共交通機関利用者
	意図	公共交通を利用し、安全、快適、便利に移動できる

公共交通を利用し、安全、快適、便利に移動できるようにするため、鉄道やバス路線の利便性の向上に努めるとともに、公共交通機関の*バリアフリー化を推進します。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 鉄道・バスの1日平均乗降客数 (上段：鉄道、下段：バス)	162,000人 (平成18年度) 6,000人 (平成16年度)	170,000人 (平成24年度) 7,200人 (平成24年度)
② バス路線数	24路線 (平成18年度末)	29路線 (平成24年度末)
③ バリアフリー化の状況 (上段：鉄道駅、下段：バス)	50% (平成18年度末) 22% (平成18年度末)	100% (平成24年度末) 41% (平成24年度末)

現状と課題

- ◆ 鉄道駅は、市内には8駅あり、東武伊勢崎線及び東武野田線が交差し、春日部駅で結節しています。いずれの路線も、首都圏における放射方向の交通の大動脈として、また主要都市間を結ぶ環状方向の交通手段として、重要な役割を担っています。
- ◆ バス路線網については、春日部駅、武里駅を起点とし放射線状に24路線運行されており、通勤・通学者などの交通手段として、重要な役割を担っています。
- ◆ 本市は、全体的に交通利便性が高い一方で、公共交通が整備されていない交通不便地域も点在しており、地域の格差を解消するような移動サービスの提供が求められています。また、鉄道の重要性が高い一方で、鉄道による市街地の分断や、踏切遮断による交通障害問題が顕在化しています。
- ◆ 鉄道・バスといった公共交通機関は、環境にやさしく、子どもや高齢者、障害者などが安心して利用できる移動手段であり、環境保全の観点や、急速に進展する高齢社会などから、今後、その重要性はより一層高まるものと思われます。
- ◆ 公共交通機関の利用促進を図るとともに、関係機関に対し、利便性の向上及び輸送力の増強を働きかけていく必要があります。
- ◆ 高齢者や障害者などの移動手段の確保や、交通不便地域の解消などをはじめとして、市民の生活実態やニーズにあったバス交通網の整備が求められています。
- ◆ 鉄道間、鉄道とバスの間など公共交通機関の相互の結節や連絡（乗り換え）を円滑にしていくことにより、だれもが便利に安心して移動ができるようなネットワークの形成が必要です。

- ◆ 高齢者や障害者の方が公共交通機関を利用する際、鉄道駅の階段やバス乗降口のステップなどが障害となり、安全な移動を妨げている場合があります。
- ◆ だれもが公共交通を利用して、快適に移動できるよう公共交通機関のバリアフリー化を進める必要があります。

■ 鉄道の利便性の向上

- 沿線市町と連携・協力して、東武伊勢崎線の北越谷駅以北の高架化や東武野田線の春日部駅以東の複線化などによる輸送力の増強、駅施設の整備改善などによる利便性の向上について関係機関に要望します。
- だれもが利用しやすい公共交通機関の整備を図るため、交通結節点としての駅や駅前広場における交通施設などの整備を促進します。
- 市の顔となる春日部駅をはじめとする各駅設備の利便性の向上を図ります。
- 都市の拠点性の強化、利用者の利便性向上を図るため、産業集積検討ゾーンにおけるまちづくりの進展にあわせ、新駅の設置などを検討します。
- 都市基盤の整備、鉄道利用可能地域の拡大などを図るため、長期的な視点から、既設線を利用した相互直通運転や路線増設などの可能性について検討します。

■ バス路線の利便性の向上

- *コミュニティバスについては、利用動向や地域住民の意向を基にした調査・研究を行いながら、市民ニーズに沿った運行を行い、利便性の向上を図ります。
- 路線バスについても、利便性の高い路線設定や運行本数の確保など、サービスの充実に向けて関係機関に働きかけます。
- 駅を中心としたバス交通ネットワーク形成を図ります。さらに移動の利便性及び安全性を向上させるため、*レールアンドバスライドや*サイクルアンドバスライドの導入など、バス交通サービスの充実に努めます。

■ 公共交通の利用促進

- 自動車の排気ガス問題や、燃料消費による*地球温暖化問題といった交通に関する環境問題への意識啓発に努め、鉄道やバスの利用拡大を図ります。
- マイカーから公共交通へ利用者が自発的に転換をしていくよう働きかけを行っていくため、関係機関と協議しながら*交通需要マネジメントを実施していきます。

■ 公共交通機関のバリアフリー化

- 鉄道駅の段差解消のためのエレベーター設置や、*ノンステップバス導入を促進することにより、公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

施策 3-3-1 緑の保全・創出

目的	対象	自然、市民
	意図	・豊かな緑や自然環境が保全・創出される ・自然の中で、安らぐことができる

豊かな緑や自然環境が保全・創出され、自然の中で、安らぐことができるようにするため、計画的な保全・緑化に努めるとともに、市民参加による緑の保全・創出を推進します。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *緑化協定の件数	6件 (平成18年度末)	8件 (平成24年度末)
② 生垣整備延長	3,836m (平成18年度末)	4,321m (平成24年度末)
③ 緑のゆたかさ・うるおいに満足している市民の割合（市民意識調査）	27.0% (平成19年度)	35% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 公園、緑地、緑道は、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場として、市民生活にうるおいを与えるとともに、災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。
- ◆ 旧春日部市及び旧庄和町では、都市としての緑化を図るため、各地域にて「緑の基本計画」を定め、緑地の配置計画の策定、防災に配慮した緑地などの配置、地区別計画の策定、市民参加による計画の推進を基本方針として、さまざまな施策を行ってきました。今後は、別々に定めた「緑の基本計画」を統合し、新市としての「緑の基本計画」を推進する必要があります。その際、市民と行政が一体となって、緑地の保全や緑化を推進し、緑豊かな環境をつくり出していくことが不可欠です。

■ 計画的な保全・緑化の推進

- 「緑の基本計画」を策定し、総合的、計画的に緑の保全、緑化の推進施策を実施します。

■ 特徴的な緑の一体的な保全

- 緑豊かな貴重な自然空間として、農地・田園地帯における樹林地や緑地の保全に努めます。
- *市街化区域内の緑地を保全するため、*生産緑地の保全に努めます。

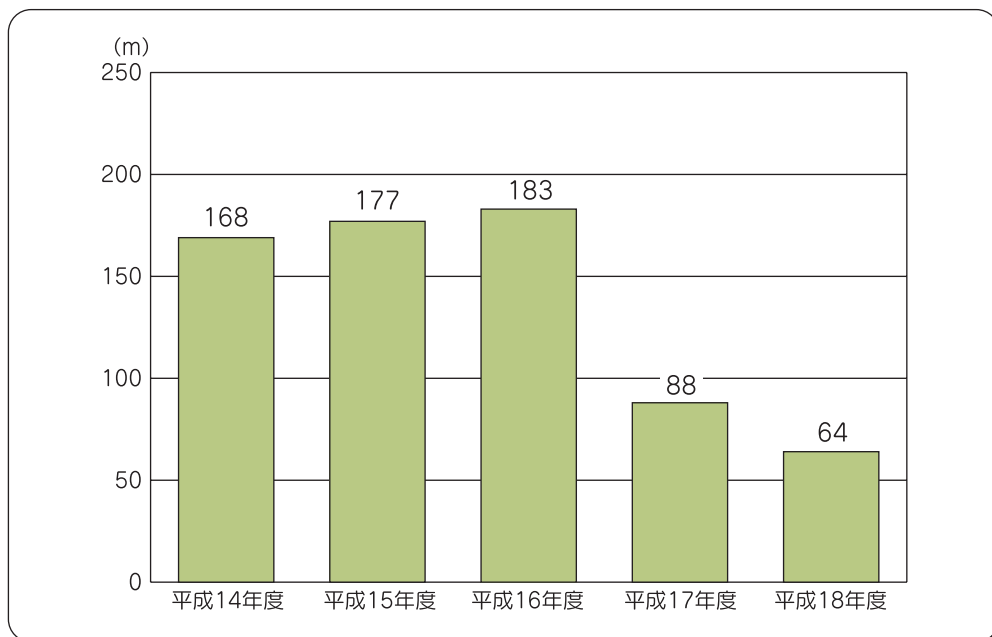
■ 緑化の推進

- 公共施設の敷地内に花と緑化を推進します。
- 市街地に分布する良好な樹木や緑地に残る樹木を保存樹木として指定し、その保全のための助成を行います。

■ 市民参加による緑の保全・創出

- 民有地において緑化の誘導を行うとともに、緑化協定の奨励、生垣の設置に対する助成、また、苗木の配布など、市民と行政が一体となった緑化を推進します。
- ボランティアによる清掃など市民参加による緑の保全を推進します。

生垣整備延長状況



施策 3-3-2 公園の整備・充実

目的	対象	市民
	意図	目的にあった公園を気軽に利用することができる

目的にあった公園を気軽に利用することができるようにするため、公園の整備や安全性の向上を図るとともに、市民参加による公園づくりと維持管理を推進します。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 一人当たり公園面積	4.04m ² /人 (平成18年度末)	4.12m ² /人 (平成24年度末)
② 住んでいる地域において、公園や遊び場に満足している市民の割合（市民意識調査）	17.2% (平成19年度)	20% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 本市の公園の整備状況は、平成18年度末時点で、*都市公園が215か所、広場などが120か所であり、市民一人当たりの公園面積は4.04m²となっています。
- ◆ これまでも、市民が気軽に利用できる公園の整備を推進してきましたが、社会の成熟化に伴い、生活に身近な環境への関心が高まってきており、改めて公園や緑地などやすらぎや憩いをもたらす空間の確保・充実が都市づくりの重要な課題となっています。
- ◆ 新たな公園の整備を進めるとともに、既存公園についても、だれもがいつでも安心して利用することができるよう、適切な維持管理が必要とされています。



庄和総合公園

■ 公園の整備推進

- 居住環境の向上を図るため、*街区公園・緑道などの整備を推進し、市民が身近でくつろぐことができる空間の創出に努めます。また、コミュニティ活動に利用するための拠点として、大規模な公園の整備・充実を図ります。
- 都市公園の未整備部分については、用地買収を進めるなど早期完成に努めます。
- 身近な公園の充実を図るため、調整池の有効活用や民間借地による公園整備を検討します。
- 公園整備にあたっては、子どもからお年寄りまで気軽に利用できる健康遊具などの設置に努めます。

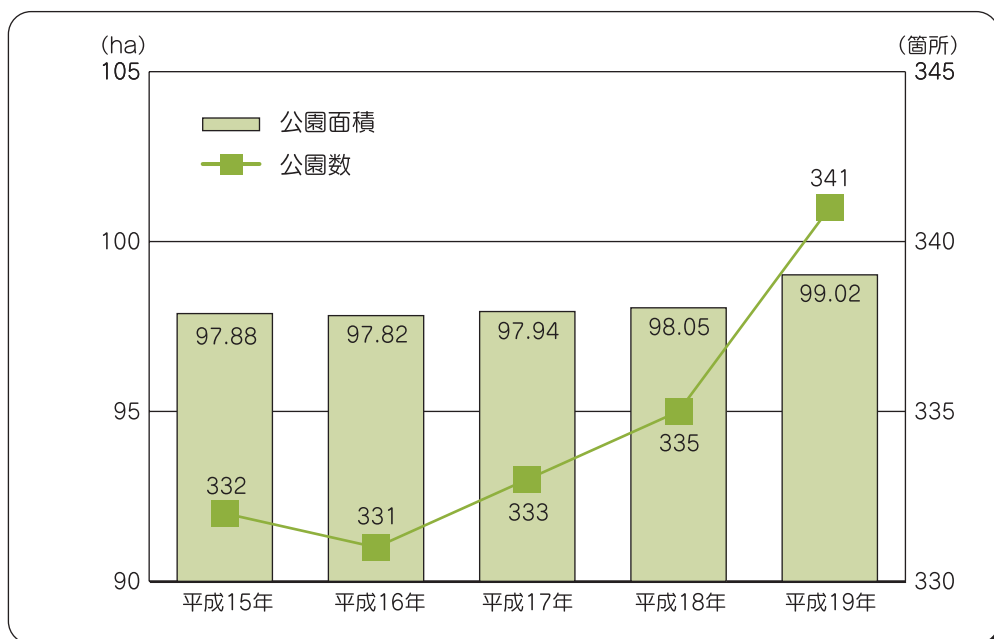
■ 公園の安全性の向上

- 既存公園の施設や遊具などについては、市民が安心して利用できるよう安全性の診断を行うなどの維持管理を推進します。
- 公園は子どもたちの居場所であり、防犯の視点から、公園内の樹木や生け垣などの適切な維持管理を図ります。

■ 市民参加による公園づくりと維持管理

- 公園施設などの管理については、地域住民による自主管理やボランティアの活用など、市民との協働による管理体制づくりを進めます。
- 市民のニーズにあわせた公園整備や充実化を図るため、市民参加による公園づくりを進めます。
- 小学生の健全育成のために、土と親しむ機会の提供や花への理解を図ることを目的として、小学生による草花の種まきを推進します。

公園箇所数と面積の推移 (各年10月1日現在)



施策 3-4-1 河川等の整備

目的	対象	河川、市内全域の水路
	意図	浸水被害を防ぐ

浸水被害を防ぐため、河川・水路などの施設整備を推進するとともに、保水・遊水機能の向上を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *準用河川の整備延長	13,168m (平成18年度末)	13,568m (平成24年度末)
② 公共下水道（雨水）の整備面積	270.8ha (平成18年度末)	300.8ha (平成24年度末)
③ 雨水排水に満足している市民の割合 (市民意識調査)	35.1% (平成19年度)	37% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 市内は、中川、大落古利根川、新方川、江戸川の流域に区分され、9本の*一級河川と9本の準用河川があり、排水機能を担っています。そのため、水の豊かな環境を形成するとともに、治水対策が不可欠であり、河川との共生が都市づくりの重要な課題となっています。
- ◆ *首都圏外郭放水路の完全通水により、台風など集中豪雨による浸水被害が大幅に軽減されてきていますが、江戸川の高規格堤防の整備をはじめ、国・県管理の河川改修の整備促進が課題となっています。
- ◆ 市内の大半が低平な土地であることから、水が流れにくい現状となっており、急激な降雨時において、浸水や冠水などの被害が生じています。特に市街化の進展により、雨水排水量が増加しており、河川の改修や調整池、生活排水路などの整備が重要課題です。また、農地の無秩序な埋め立てに伴い、道路や農地の冠水が増える傾向にあるため、雨水の保水・遊水機能の確保が必要です。

施策の内容

■ 高規格堤防の整備促進（再掲）

- 江戸川沿いの*スーパー堤防の整備促進を図り、災害に強く自然にやさしい河川環境づくりを進めます。

■ 国・県管理の河川改修の整備促進（再掲）

- 台風などの集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、国や県が管理する一級河川の整備を促進します。

■ 河川・水路施設の整備推進（再掲）

- 都市化の進展に伴う、雨水流出量の増大に対する治水対策として、準用河川の改修や幹線水路・生活排水路の整備を推進します。

■ ポンプ場の整備推進

- 一級河川の改修計画と整合を図りながら、ポンプ場などの改良・増設を推進します。

■ 公共下水道（雨水）の整備推進

- 市街地においては、常習的に道路冠水などの被害が発生している地域について、公共下水道の雨水事業として整備を推進します。

■ 保水・遊水機能の向上

- 流域における治水対策として、豪雨時の河川・水路に対する増水負担の軽減を図るため、学校校庭、公園、広場、公共公益施設用地などを利用し、雨水を一時的に貯留・浸透させる施設の設置を推進します。
- 調整池の整備により、保水・遊水機能の向上を図ります。

一級河川・準用河川の名称および延長（平成20年1月現在）

【一級河川】

河川名	延長	市内延長
江戸川	38,650 m	9,150 m
中川	61,510 m	8,050 m
新方川	11,000 m	1,200 m
会之堀川	4,500 m	4,400 m
大落古利根川	26,700 m	9,650 m
古隅田川	4,800 m	4,650 m
隼人堀川	14,290 m	1,680 m
倉松川	13,450 m	2,920 m
首都圏外郭放水路	6,300 m	6,300 m
合計	181,200 m	48,000 m

【準用河川・市管理水路】

河川名	延長	計画幅員
安之堀川	3,400m	8.0~7.6m
旧古隅田川	1,990m	8.0~5.0m
備後川	1,130m	4.0m
中之堀川	2,850m	7.0~4.0m
幸松川	2,410m	4.5~3.0m
動澁堀川	940m	2.0m
庄内領悪水路	7,724m	9.6~8.6m
18号水路	6,680m	19.2~8.4m
打田落とし	2,530m	4.96m堤外水路 5.4~5.1複水路 (3.50~1.00)m
合計	29,654 m	

※延長：直轄+県管理((右岸+左岸)/2)の延長

※市内延長：(右岸+左岸)/2の延長

※首都圏外郭放水路については、平成19年度中に一級河川に指定される予定

施策 3-4-2

自然に親しめる水辺づくり

目的	対象	市民
	意図	自然豊かな水辺空間を楽しむことができる

自然豊かな水辺空間を楽しむことができるようにするため、親水空間の創出を図るとともに、*水と緑のネットワークの形成に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 水辺を活用した緑道の整備延長	5.1km (平成18年度末)	6.0km (平成24年度末)
② 水辺環境に満足している市民の割合 (市民意識調査)	16.5% (平成19年度)	18% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 市内には、江戸川、中川、大落古利根川があり、景観を特徴づける水と緑の空間を形成しています。これからも水辺が市民の憩いの場となるよう、自然景観の保全など環境に配慮した親水施設などの整備が求められています。
- ◆ 江戸川グラウンドなどの河川敷の有効活用と、江戸川堤防、庄和総合公園、*準用河川堤防などを結ぶ、水と緑のネットワーク化の推進も取り組むべき課題とされています。



古隅田川

■ 親水空間の創出

- 河川・水路沿いの空間を活用し、市民が親しみやすい水辺づくりを図るとともに、自然環境に配慮した河川整備を推進します。
- 市民の憩いの場として、せせらぎの復活や親水施設の設置など、修景に配慮した施設づくりを推進します。

■ 水と緑のネットワークの形成

- 安全で快適な生活環境を創出するため、自然景観の残る緑地や大落古利根川・各河川沿いの空間を活用した緑道や*プロムナードの整備・維持管理を図ります。
- 第2次埼玉県東部広域行政圏振興計画の「水と緑に包まれた快適な生活圏づくり」の施策に基づき、緑化や歩行者空間（遊歩道）の整備など、散策のできる水と緑のネットワークの形成を推進します。
- 用水路、河川、公園、緑道を遊歩道やサイクリングロードで結び、そのネットワーク化を図ります。

緑道路線別整備延長

(平成19年10月現在)

河川名	延長
大落古利根川	3,105 m
古 隅 田 川	15 m
旧 倉 松 川	500 m
内牧黒沼緑道	500 m
旧古隅田川	900 m
幸 松 川	65 m
合 計	5,085 m

施策 3-5-1 安全で安定した水の供給

目的	対象	市民
	意図	安定して安全な水が利用できる

安定して安全な水が利用できるようにするため、水質の安全確保を図るとともに、経営の健全化や災害対策の充実に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 石綿セメント管残延長	39,654m (平成18年度末)	13,218m (平成24年度末)
② 浄配水場の耐震化率	16.6% (平成18年度末)	58.3% (平成24年度末)

現状と課題

- ◆ 本市の上水道は、昭和29年に給水を開始して以来、給水区域や施設規模の拡張を重ねてきました。これにより上水道は現在、ほぼ全世帯に普及して社会基盤（*ライフライン）として重要な役割を果たしています。
- ◆ 創設期以来整備してきた水道施設は、老朽化による更新の時期に来ており、その対応が求められています。
- ◆ 今後も、安全で安定した水を供給するため、水道施設の維持管理体制や水質管理体制の強化に努めるとともに、災害や緊急時に対応した施設の充実に努める必要があります。



水道週間

■ 安全で安定した水道水の供給

- 老朽化した浄水設備の改修、水道管の管網の整備・更新を計画的に行い、水の安定供給を図ります。
- 市民に安心して水道水を利用してもらうよう、水質基準項目以外の物質に関しても、各種の水質検査を実施します。
- 水運用の効率化をさらに高めるため、*不明水の早期確認、老朽管・施設の更新、及び監視装置導入による一元化・集中化をもとに中央管理システムの導入を進めます。

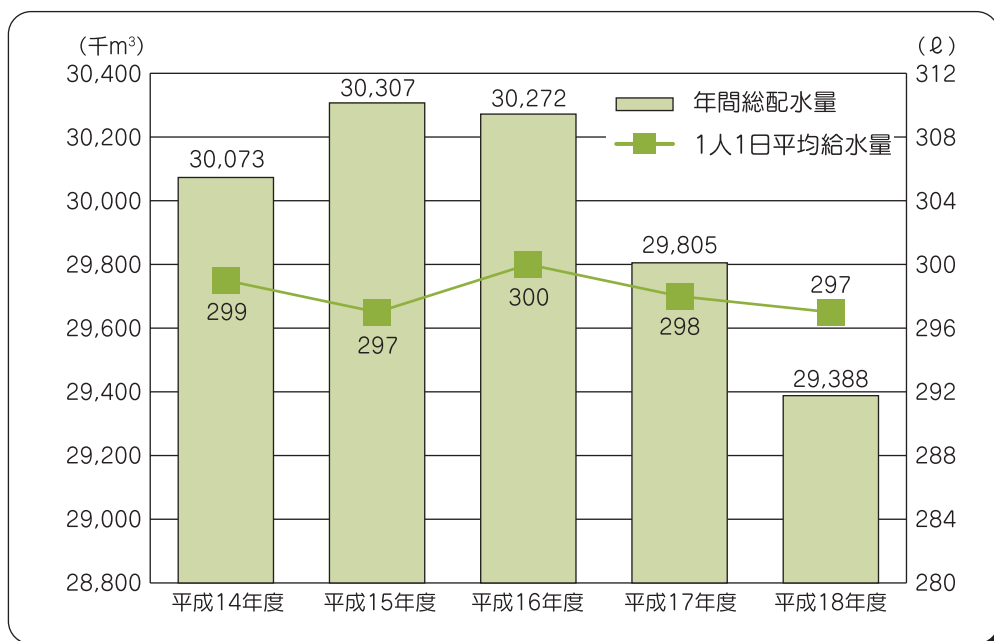
■ 災害対策の充実

- 各浄水場において飲料水を確保し給水拠点とするため、浄水施設や配水池などの耐震補強及び濁水対策を図ります。
- *危機管理マニュアルの見直しや災害を想定した訓練を実施します。

■ 経営の健全化

- 事務事業の見直しや外部委託の導入など、一層の事業効率化に努めるとともに、適正な受益者負担による経営基盤の安定を図ります。

上水道年間総配水量および1人1日平均給水量



施策 3-5-2 公共下水道等の整備

目的	対象	公共下水道等
	意図	衛生的かつ環境に負担をかけずに汚水排水処理ができる

衛生的かつ環境に負担をかけずに汚水排水処理ができるようにするため、公共下水道の整備及び維持管理体制を推進するとともに、水洗化率の向上や排水の適正処理の徹底を図り、下水道事業の経営基盤の確立に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 下水道整備率	91% (平成18年度末)	97% (平成24年度末)
② 下水道水洗化率	94% (平成18年度末)	96% (平成24年度末)
③ 下水などの環境衛生に満足している市民の割合（市民意識調査）	36.1% (平成19年度)	39% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 下水道は、市民の安全で快適な生活を確保し、都市環境の保全、河川などの水質汚濁防止や親水対策のために重要な役割を果たす必要不可欠な社会資本です。また、衛生的な住環境や都市環境の保全につながり、河川などの水質保全などを図るために必要な都市施設でもあります。
- ◆ 本市の下水道については、10市5町の流域下水道として整備を進めていますが、依然として生活排水が河川などに流出している地域もあり、河川水質汚濁の原因にもなっているため、より一層の普及率・水洗化率の向上が求められています。

施策の内容

公共下水道の整備及び維持管理の推進

- 公衆衛生の向上、河川等の水質保全などの汚水対策、降雨時の排水などの雨水対策のため、公共下水道の整備を計画的に推進します。
- 下水道管きよ内の堆積物の調査や清掃、*不明水の調査・工事などを実施し、良好な下水道施設の維持管理を行います。

水洗化率の向上

- 供用開始された区域の市民に対し、公共下水道接続を促進するため、水洗化融資制度を引き続き実施するとともに、説明会などの啓発活動を通して、水洗化率の向上を図ります。

■ 事業認可区域の拡大

- *市街化区域内の下水道事業未認可区域については、下水道事業認可区域に編入するなど、計画的な下水道整備に努めます。
- *市街化調整区域内の下水道計画区域については、公共下水道整備を基本に、今後は浄化槽による汚水処理も含めて計画的な下水道整備に努めます。

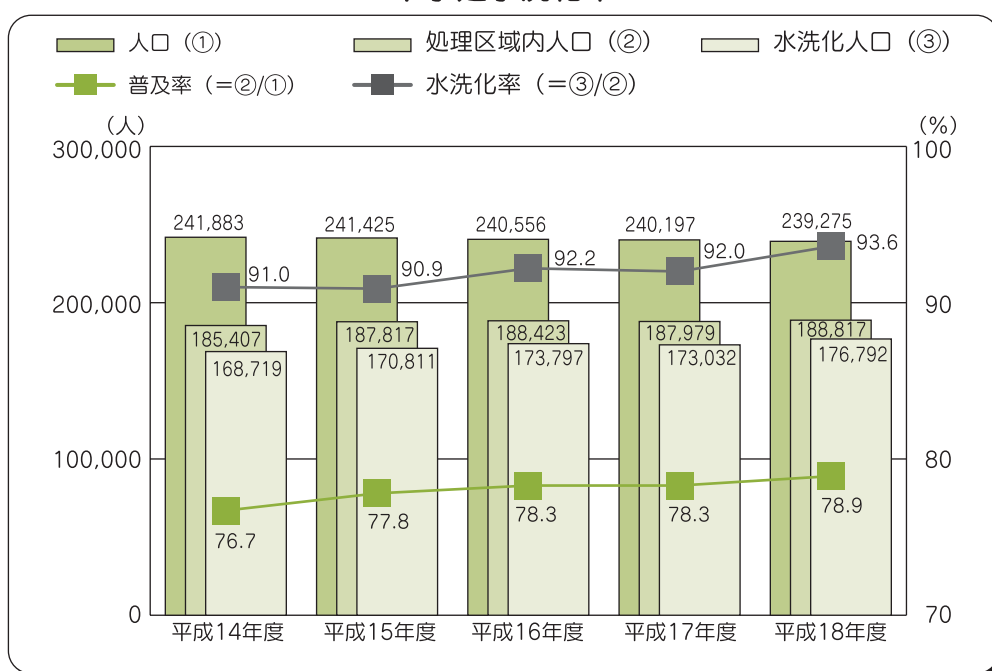
■ 排水の適正処理の徹底

- 公共下水道計画区域以外の地域については、浄化槽などの生活排水処理施設の普及促進を図り、施設点検の充実により適正な排水処理に努めます。大規模な宅地開発などの排水についても適正処理の徹底を図ります。

■ 下水道事業の経営基盤の確立

- 公共下水道事業の健全経営を図るため、外部委託などによる経営の効率化を進めるとともに公営企業会計方式の導入に向けて取り組みます。

下水道水洗化率



施策 3-6-1

地域の特色を生かした良好な住環境の整備

目的	対象	市街地
	意図	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特色が生かされた街並みや景観が保全・創出される ルールのあるまちづくりが行われる

地域の特色が生かされた街並みや景観が保全・創出され、ルールのあるまちづくりが行われるようにするため、魅力ある良好な住環境の整備を促進するとともに、地域住民の参加によるルールづくりや適正な規制・誘導による住環境の整備に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *地区計画の数	17地区 (平成18年度末)	19地区 (平成24年度末)
② 住んでいる地域が良好な街並みだと思 う市民の割合（市民意識調査）	51.1% (平成19年度)	53% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 社会経済の成熟化に伴い、都市も単に利便性や効率性を追求するだけではなく、ゆとりや豊かさを重視する方向に変わりつつあります。今後は、環境との共生、高齢社会への対応、都市機能の充実、定住の促進、身近な生活環境の充実などを念頭におき、魅力ある豊かな住環境の創出が求められています。
- ◆ 住宅は最も基本的な生活空間であり、その質を高めることが、豊かな生活を創造する基礎条件と位置づけられますが、社会情勢の変化による土地利用の高度化により、日照問題、プライバシー、圧迫感、風害などの紛争が生じつつあり、これらの問題の防止及び調整が求められています。
- ◆ 本市では、*都市景観アドバイザー制度の導入や*公共事業景観形成指針を定め、周辺環境を考慮して公共建築物などの整備を行っていますが、魅力ある都市づくりを進めるためには、さらに都市空間の質的充実を図っていく必要があります。
- ◆ 地区計画制度や*建築協定制度の適用によって、良好な住環境が保たれている地区もありますが、地域性に配慮した景観づくりを推進することも不可欠なため、今後も引き続き、地区の環境にふさわしい街並みの形成や良好な住環境の整備を図っていく必要があります。

■ 魅力ある良好な住環境の整備促進

- 「景観条例」や「景観形成基本計画」を推進し、地区のまちづくりにあわせた都市景観重点地区の指定促進を図ります。公共施設の整備においては、引き続き公共事業景観形成指針及び専門家による都市景観アドバイザー制度を活用し、魅力ある都市景観の創出を図ります。
- 市民主体で、街並みやふるさと景観を創出・保全していくため、普及啓発活動により都市景観に対する理解と協力を促進するとともに、地域住民主導による景観づくりに対する支援を行います。
- 緑豊かな武里団地の住環境を維持しながら、多様な世帯が安心して暮らせる活力あるコミュニティを目指し、居住者・独立行政法人都市再生機構と連携を図りながら団地の再生に努めます。
- わかりやすい市街地にするため、市民の合意を得ながら町名地番の整理に努めます。

■ 地域住民の参加によるルールづくりの推進

- 市民・企業・行政の協働により、地域のきめ細かなルールづくりによる適正な建物立地を誘導する地区計画を策定するなど、地域特性を生かしたまちづくりを推進します。
- 広告物などの規制、街並みを保全・創出するためのルールづくりを進めます。

■ 適正な規制・誘導による住環境の整備

- 民間の宅地開発に関しては、事業者に対して、都市づくりの基本理念への理解と公共施設整備などに関する協力を求めるとともに、適正な規制と誘導により、良好な宅地の供給を促進します。（開発指導要綱の適切な運用）
- 良好な居住環境の整備を図るため、適正な住宅建設指導及び紛争の防止・調整に努めます。
- 快適で良好な住環境を維持・創出するため、開発事業者へのPRや住宅相談を通して、地域に応じたきめ細かな対応を図り、建築協定の締結など、各種の制度の活用を促進します。

施策 3-6-2 公営住宅の適切な管理

目的	対象	市民
	意図	安心して、快適に住み続けられる

安心して、快適に住み続けられるようにするため、公営住宅の供給計画を見直すとともに、適正な維持管理と居住水準の向上を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *バリアフリー対応となっている市営住宅戸数の割合	1.7% (平成18年度末)	8.1% (平成24年度末)
② 耐震化が必要な市営住宅の戸数	54戸 (平成18年度末)	30戸 (平成24年度末)

現状と課題

- ◆ 平成18年度末時点、県営住宅は663戸、市営住宅は中層住宅が282戸、低層住宅が185戸、あわせて467戸整備されています。そのうち、市営住宅は、昭和56年新耐震基準以前に建設された中層住宅が54戸あり、耐震化対策が必要となっています。
- ◆ 建物の老朽化及び構造上の問題から、バリアフリー対応になっていないため、今後、だれもが利用しやすい住環境を目指して、計画的にバリアフリー化を進める必要があります。



藤塚根郷住宅

■ 公営住宅の供給計画の見直し

- 「*住生活基本計画」、「*地域住宅計画」などの策定を図り、魅力ある快適な居住環境を創出するとともに、建て替えを含め、効率的な公営住宅の活用を推進します。
- 県営住宅の適正な誘導を図ります。

■ 適正な維持管理と居住水準の向上

- 老朽化している市営住宅の維持・補修を行い、計画的な改修に努めます。
- 高齢化対策、バリアフリー化、敷地の有効利用を図るなど、公営住宅の居住水準の向上に努めます。

市営住宅の状況 (平成20年1月現在)



